

2025年6月20日

新潟大学法学部教授

今本啓介 様

## 県民投票条例参考人陳述に関する公開質問状

県民投票条例参考人陳述を考える県内市町村議会議員有志一同

前略

柏崎刈羽原発の賛否を問う県民投票条例案を審議する臨時県議会(4月16～18日)において、審議に先立ち、今本教授は参考人として陳述されました。

しかし残念ながら、その陳述内容については、明らかな誤り、科学的根拠の無い情報、感情的な議論、事実認識の欠如や確認不足など、多くの問題を指摘せざるを得ません。

しかもその誤った内容は、議会審議においても複数にわたって無批判に引用され、議会での熟議の公正性・正確性の点でも大きな問題が残ったという意味で、地方自治の現場で活動する自治体議員として、看過できない問題だと認識しています。臨時県議会後すでに2か月経っているとはいえ、今本教授に私たちの問題意識をお伝えし、質問や指摘にお答えいただき、そのやりとりを通して課題を広く明確にするため、公開で質問状をお届けするものです。

なお、ここでの指摘や質問については、失礼な表現もあるかもしれませんが、言うまでもなく人格を攻撃する意図はなく、事実や根拠に基づき論理的に導き出される議論であることをお断りしておきます。

以下、質問や要請をお読みいただき、お答えいただきますよう、お願いいたします。

お忙しいところお時間がなく申し訳ありませんが、ご回答は6月27日(金)までをお願いいたします。

### 1. 「県北から柏崎刈羽原発まで200キロ」について

今本教授は「原発再稼働は県民投票になじむか」という問題提起(参考人資料 p15)の中で、「県北に居住する県民が200キロ近く先にある柏崎刈羽原発について、自分事として考えて投票できるか」と疑問を呈しておられます。



このような重要な客観的事実があるにもかかわらず、「せいぜい隣接市町まで」とする科学的根拠をお示してください。

### 3. 「議会不要論」について

今本教授は「住民投票を行う場合に、議会との関係を整理する必要がある(ともすれば議会不要論にもつながることに注意)」などとしています(参考人資料 p4)。しかし、これまで住民投票が行なわれた地域で、実際に「議会不要論」が重大問題になった具体的な事例があるのであれば、具体的にお示し下さい。

### 4. 住民の「責任」について

今本教授は「県民がどこまで考えて投票ができるか」として、「交付金等の影響」や「東電による損害賠償請求」について「明確に説明されていない」とも指摘しています(参考人資料 p15)。また、「住民投票で決定することは、その決定に住民が責任を持つ」ことだとし、「住民は責任に堪えられるか」(参考人資料 p16)などとしています。

しかし、そもそもここで言う「責任」とは何なのか、「明確に説明されて」いません。福島原発事故の被害の大きさに見合う「責任」は、結局、原発を推進した政府、政治家、企業経営者、自治体も、誰も取っていません。東電経営者は、一審で求められた民事上の賠償責任さえ二審では免れました。ところが、「投票で決めた」場合だけなぜ、どのような形で「住民が責任を取」らなければならないのか、意味不明、荒唐無稽な暴論です。

そもそも、政府は再稼働について地元自治体・県に事実上の同意を要請しています。「損害賠償の可能性」等のリスクがあるとすれば、それは県民投票固有の問題ではなく、首長判断や議会判断でも同じです。それを県民投票自体の問題であるかのように主張(もしくは誘導・ミスリード)するのは、議論のすり替えです。

以上の疑問に対し、納得できるように「明確に説明」してください。

### 5. 拘束力問題について

条例案の法的拘束力の問題に関し、そもそも条例案で賛否の最終判断は知事に委ねています。この点では法的拘束力問題は「クリアしている」と今本教授も認めているところでは

ところが、陳述および資料では「実際には、住民投票の結果に従わないことは想定されないとされる」などとしています。しかし、「実際には」、沖縄県名護市で米軍ヘリポート基地建設の是非を問う市民投票(1997年)の際、反対が過半数を占めたにもかかわらず、当時の市長が移設受け入れを表明した例(住民側の損害賠償も退けられ、司法判断もこれを容認)など、住民投票の結果に首長が従わなかった例はわずかながらあります(武田真一郎著「自治と参加の理論」東信堂、2024年 p47～p49)。

住民投票の結果には道義的・政治的な意味で従うべきだとまでは言えますが、事実として首長が従わないことは、事実としても、司法判断としても、「想定されない」わけではありません。

こうした事実があるにもかかわらず、意図にか、あるいは単に確認不足によるものか、「想定されないとされる」などという陳述が、結果として実態以上に「拘束力」があるものと誤認させ、条例反対派による「県民投票によって首長や議会の判断・議論が拘束される」「自由な議論が制限される」かのような議論を誘導する役割を果たしたと言えます。

この点についても、事実や司法判断に反する陳述を行なった経緯を含め、弁明を求めます。

## 6. 市町村の「拒否」について

今本教授は、条例案の問題点として「市町村の拒否の可能性」もあげています(参考人資料 p14)。

地方分権一括法成立以降、県と市町村は対等であり、県条例によって市町村の事務まで単純に義務付けることはできないことは言うまでもありません。一方で、都道府県が責任を負う事務について、その具体的事務を市町村に委譲して処理すべきものも少なくありません。そのため、ご存知の通り自治法には「都道府県の事務を条例によって市町村の事務とすることができる」(252条の17の2)とする規定(「事務処理特例」)があり、今回の条例案における市町村への事務委譲もこの規定に拠っています(ただし、開票主体については条例案上、不備がありました)。

この「事務処理特例」は、まちづくり、産業、福祉・保健、教育、環境、生活・安全等、幅広い行政分野の都道府県の多くの事務で活用されています(内閣府 <https://x.gd/JknM2> 参照)。

事務処理特例の規定には、同意要件はありません。もちろん、市町村首長の態度表明として、あるいは事務執行の予算の議会での否決など、事実上の「拒否」の「可能性」は(残念ながら)あり得ます。

しかし、「可能性」をあげるなら、上にあげたような事務処理特例を用いたあらゆる事務に生じうるものであり、これを県民投票固有の問題であるかのような議論も、すり替えです。

さらに、そもそも、投票が市町村でおこなわれる場合というのは、条例が県議会で可決されていることが前提となります。その執行を仮に市町村が「拒否」できたとしても、それには高度の合理的理由が必要になるはずです。

以上から、「拒否した場合」の可能性について論ずるには、今本教授の問題提起は説明が不十分であることに加え、自治法の解釈からも不適切であり、当を得ていません。

この点も、納得できる説明を求めます。

有志議員一同

【新潟市】青木学 飯塚孝子 石附幸子 加藤大弥 倉茂政樹 小泉仲之 幸田健太 渋谷明治 竹内功 武田勝利 中山均 野村紀子 鈴木映 【長岡市】五十嵐良一 【新発田市】長島徹 三母高志 【小千谷市】駒井和彦 佐藤隆一 長谷川有理 【村上市】上村正朗 【燕市】長井由喜雄 【上越市】平良木哲也 【佐渡市】荒井真理 【魚沼市】高野甲子雄 【南魚沼市】梅沢道男 【刈羽村】武本和幸

連絡先

新潟市議 中山均([nakayama14@gmail.com](mailto:nakayama14@gmail.com) 090-1541-4798)